

練馬区議会議員(無所属)

# かとうき桜子

## 区政レポート



2017年8月号

(議会報告通号 Vol. 110)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102  
電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158  
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>  
メール sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp



メールマガジン発行中!

### 宮城県仙台・南三陸・気仙沼に行ってきました



ヤマヨ水産にて、牡蠣の養殖の見学



新しく建築中の商店街

7月8日〜10日、宮城県仙台市・南三陸・気仙沼に、区民のみなさんと一緒に行ってきました。

仙台ではこの4月に震災遺構として公開された荒浜小学校を見学しました。4階建の荒浜小学校には320名が避難しており、2階まで津波が来たそうです。地元の方が説明員としてお話ししてくださいました。

南三陸では、「農漁家レストラン松野や」に伺いました。店主の松野さんは震災当時、末期がんを告知されて志津川病院に入院中でした。志津川病院では多くの犠牲が出てしまったのですが、松野さんは屋上に避難して助かったそうです。その後、被害を逃れた高台の自宅に戻り、高台に自主避難する人達に向けた炊き出しを始めました。「生き延びた自分は、みんなに美味しいものを食べて元気になってもらいたい」と、レストランをオープン。今ではがんも治って、元気にお店を営んでいます。

気仙沼の大島では、カキの養殖をしているヤマヨ水産でお話を伺いました。70代のお父さんとその息子さんが、美味しいカキやウニを皆さんに届けるため奮闘しています。今、新しい船を作って、新たな取り組みも始めようとしておられるそうです。大島では、長く仮設住宅に暮らしていた90代の女性のお話も伺いました。公営住宅に移って1年、少し生活も落ち着いてきた様子でした。

5月までみなさんにカンパをお願いしてきた仮設商店街・南町紫市場は、4月30日で閉鎖となり、本設の商店街「南町紫神社前商店街」のオープンを待っています。内装工事がまだ終わらずオープンできていませんでした。この状態が長く続くことは、お店をやる人にとって厳しい状況ですが、それでもようやく完成の見通しも立ちつつあるようです。

長く続いた仮設生活から公営住宅や本設商店街に移る等、新しい生活に向けて進んでいる部分も多くありますが、個々には様々な課題を抱えているらっしゃいます。年数が経つことに個性も高くなり、私から皆さんにどうお伝えしていくかも悩むところがありますが、これからも交流を続けていけたらと考えています。

二〇一七年八月

かとうき 桜子

### 勉強会「老後の生活設計できてますか？」のご案内

日時：2017年9月2日(土) 14時~16時  
場所：石神井庁舎(練馬区役所)5階 会議室3(練馬区石神井町3-30-26)  
講師：中野千津香さん(行政書士・なかの千津香行政書士事務所)  
参加費：500円(資料代)  
主催：市民ふくしフォーラム・かとうき桜子事務所

参加希望者は、お名前、ご連絡先をお伝えください。  
<問い合わせ・連絡先>  
TEL:03-3978-4154 FAX:03-3978-4158  
メール:sakurako\_happy\_society@yahoo.co.jp  
Facebook:  
<https://www.facebook.com/sakurako.katogi.nerima/>



親御さんの介護を経験された方から、こんなお話を伺いました。

「80代の父親に認知症の症状が出てから、家族で介護保険の手続きや施設、病院探しをした。子どもである兄弟3人で力を合わせてもあんなに大変だったのに、頼る人がいない老人はいったいどうするんだろう? 60代、70代の元気な時から、【老後、介護が必要になった場合、どこで、どのような生活をしていきたいか】【どんな専門家に相談したら良いか】を考えられたらいい」

そこで、身寄りのない高齢者のご相談を受けたり、介護施設にも詳しい行政書士さんに、老後に起こりうる可能性のある課題を事例としてお話していただきながら、みなさんと一緒に老後の備えについて考えたいと思います。

### 駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともあります。基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時~8時30分頃)に駅前配布しています。

- ・毎週月曜日：大泉学園駅北口  
(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、グランエミオのビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)
- ・月2回、火曜日：大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)
- ・水曜または木曜のうち月3回：保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)
- ・月2回、金曜日：石神井公園駅北口(駅正面と高架下)

### かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ。現在、区議会議員3期目。
- 慶応義塾大学文学部に在学中、ホームヘルパー2級の資格を取得
- 大学卒業後、夜間の上智社会福祉専門学校に入学、社会福祉士取得
- NPOで介護の仕事をする中で、地域福祉・地域社会にさらに深く幅広くかかわる必要性を感じ、2007年区議会議員選挙に初挑戦、当選
- 公立保育園の民営化問題に疑問を感じ、区議の活動のかたわら立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて研究。2010年修了
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。女性の健康へのとりくみの必要性についても政策提言
- 大泉学園町4丁目に猫2匹と夫と住んでいる



# ごみ屋敷対策で取り組むべき居住者・地域への支援

今回の定例会で示された「空き家等および不良建築物等の適正管理に関する条例」という条例案（不良建築物等…いわゆるごみ屋敷状態の家の意味）に対し、「ごみ屋敷は空き家と違って居住者がいるので、人権への配慮や福祉的支援など慎重にすべきであり、空き家と同じ条例でくくるべきではない」という観点から、ごみ屋敷対策は今後別途条例を作るとして今回の条例からは削除するという修正案が生活者ネットワーク、市民の声ねりま、オンブズマン練馬の議員さんたちから提出されました。

「ごみ屋敷」を単に迷惑扱いするのではなく、居住者の困りごとを寄り添う福祉的な視点が必要であることは私も同意するところですが、私は早急に一定のルールを作ったうえでその中の福祉的な対応をする方法もあるという観点で、条例原案に賛成し、修正案に反対しました。定例会最終日に本会議で述べた討論をご紹介します。

「空き家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」は、空き家となって放置されている家屋への対策のほか、いわゆる「ごみ屋敷状態」となっている家屋への対応について定めるものです。

それに対して修正案は、条例案の中のごみ屋敷対策に関する記載は削除するというものですが、「空き家とごみ屋敷とは、居住者の有り・無しに違いがあり、区としてのかわりの持ち方、対応のしかたも異なってくることから、ひとまとめにするのではなく分けて対応すべき」という趣旨から出されたものというように述べます。

## ごみ屋敷状態になった家への対応

これまで区は、環境課を中心に保健・福祉など多部署で連携しながら、ごみ屋敷となっ

てしまった家への対応をしてきましたが、解決が困難な部分もありました。

繰返しのごみをため込む、あるいはごみを捨てられないという状態は、体調が悪いとか、生活に困窮している衛生状態に気を配る余裕がないなど、生活に何らかの問題が生じているのではないかと考えられます。しかし、たとえ困難な環境にあっても、本人が「困っている」という感覚を持っていない場合、保健師や民生委員が訪ねたとしてもその後のケアやサポートまでにはつながりづらく、問題の根本的な解決に至らない場合も多かったのではないかと思えます。

そうした、これまでの区の対策の実情や課題をふまえ、ごみ屋敷に対する一定のルールを早急に作る必要はあると考え、私は議案第44号の原案に賛成し、修正案に反対をします。

## 条例で当事者とのつながりづくりを

ごみ屋敷とその居住者への対応を条例に定めることにより、それを根拠に当事者にアクセスし対話する中で、衛生状態の問題が生じている家の支援につながるツールとして活用することを求めます。また、「近隣からの苦情に対応するために、ごみ屋敷への対策を取って居住者への個別支援をする」という観点だけではなく、その後、その地域でお互いが安心して暮らしていくための地域コミュニティへのサポートの視点もこれを機会に進めていくべきです。

また、現に人が居住している家に介入することには慎重さが求められることから、条例を実施するに当たっては透明性の確保を強く求めます。具体的には、審議会において精神保健、住まいの福祉、地域福祉に詳しい専門職も委員に加えて、居住者ごその地域に対する福祉的な観点からの適切な対応の検証をすることです。そして、必要な場合にはさらなる条例改正や計画の改正等、実情に沿った新たなルール作りも含めた対応をしていく必要があります。

居住者にとっても近隣住民にとっても「ごみで暮らして良かった」と思える環境づくりへの対策を進めることを求めて討論いたします。

## 「練馬区空家等および不良建築物等の適正管理に関する条例」の概要

2017年10月1日施行

(区議会資料から、かとうぎ桜子がまとめ)

- 2014年に制定された国の法律（空家等対策の推進に関する特別措置法）に基づいて空家への対応についての区のルールを定める。  
⇒助言・指導、立ち入り調査、勧告、命令、代執行など
- いわゆる「ごみ屋敷状態」の家（条例では「不良居住建築物」と呼んでいる）への対応  
⇒上記と同様の助言・指導、立ち入り調査、勧告、命令、代執行のほか、必要な支援を行なうことを定めている。
- 上記①、②について区長の諮問に基づき専門的な見地から意見を述べる審議会の設置をする

## 修正案

上記②に関するものを削除する。

(提案者：生活者ネットワークの議員3名、市民の声ねりまから1名、オンブズマン練馬1名)

## 今回の定例会で出たその他の主な議案

- 高野台運動場を廃止して、跡地に回復期リハビリ病院の誘致と福祉園の移転を進めるため、スポーツ施設条例から高野台運動場を削除する条例改正
- 学校統廃合のため、光が丘第四中学校を2019年3月末で廃止するための条例改正
- 富士見台小、谷原小、北原小、春日小、立野小の学童クラブを、ねりっこクラブ（放課後の居場所づくりである学校応援団のひろばと学童クラブを一体的に実施するもの）に変更する条例改正
- 下石神井小改築工事請負契約、関区民センター改修工事請負契約、区道の認定など
- 画家の野見山暁治氏、漫画家のちばてつや氏を名誉区民とする。
- 北朝鮮のミサイル発射に抗議する決議

## 区民からの陳情で結論を出したもの

【採択されたもの】

- ・精神障害者に対する心身障害者福祉手当の支給を求める（同趣旨の陳情2件）
- ・小竹町1丁目にキャッチボールができる場所を確保すること
- ・長屋に対する基準の見直しをすること

【不採択とされたもの】

- ・介護保険制度の保険給付から「要介護1、2」を外さないよう国に対して意見書を出すこと（同趣旨の陳情2件）⇒かとうぎ桜子は採択すべきと主張

その他に議長、副議長、各議員の所属する委員会などの人事案件がありました。

議員は全員、5つの常任委員会と4つの特別委員会のいずれか1つずつ所属します。

都議選に伴い、議員が4名辞職し46名になったので、企画総務委員会以外はすべて通常より定数が1人減となっています。

かとうぎ桜子は健康福祉委員会と総合・災害対策等特別委員会に所属することになりました。